

令和5年度 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 事業計画

1 基本方針

長引く新型コロナウイルス感染拡大のもとで、私たちの日常生活にも大きな変化が生じています。当初は一時的なものと思われていた社会のあり方も徐々に浸透し、いつしか新しい生活スタイルとして定着しつつあります。

このような社会情勢の中、これまで私たちが進めてきた「地域共生社会」の構築に向けた取組みや地域の活動は、一時休止や縮小せざるを得ない場面もありましたが、今後は再開そしてコロナ禍以前と同等の活動への道筋を模索しつつ、併せて新しい社会に合わせた方向へ本会の活動も変化していく必要があるものと考えます。

即ち、近年の経済・社会変化に伴い、住民のつながりが弱体化し社会的孤立や複合的な課題が顕在化しており、さらにコロナ禍の社会情勢下において生まれた新たな地域生活課題の解決を図るためには、本会の果たすべき役割は重要であり、その解決のため積極的に取り組んでいかなければなりません。

そのためにも、まずは地域において住民同士の支え合う関係や分野横断的支援の仕組みを構築することで「つながりの回復」や「現制度では対応できない生活課題への対応」を目指す包括的支援体制の中心的役割を担うよう取り組んでまいります。

また、本会の存立に係る喫緊の重要課題である財務状況の改善についても積極的に取組み、今後も安定的永続的に地域福祉の中核を担えるよう改革に取り組めます。

そしてなにより重要な本会の使命である「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を推進していくため、地区社協、自治会をはじめとする地元関係団体や民生委員児童委員、福祉委員と連携して、地域を基盤として解決につなげる支援やその仕組みづくりに取り組んでまいります。

2 重点事項

(1) 重層的支援体制整備事業の推進（移行事業）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する相談支援、参加支援（社会とのつながりを回復する）、地域づくりに向けた支援を一体的に進め、包括的・重層的な支援体制と様々な支援活動のネットワークの構築を目指します。

その一環として「自立支援相談室」の業務受託を目指します。

(2) 生活支援体制整備事業の推進

地域の福祉課題に住民自らが気づき、住民同士で解決に結びつけていくことができるような仕組みづくりを住民とともに考え、さらには実践できるような支え合いの地域づくり体制を推進してまいります。

(3) 日常生活自立支援事業等の推進

福岡県社協が実施主体である「日常生活自立支援事業」、本会独自の「ほっとサービス事業・法人後見事業」を基本に、判断能力が不十分であっても安心して生活できるよう住民にもっとも身近な相談窓口として、迅速かつ、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

(4) 感染防止対策の強化及び業務継続計画（BCP）の策定・推進

新型コロナウイルス感染症拡大の防止に向けた対応の強化や感染症防止対策を行いながら安定的、継続的なサービスを提供していく観点から、業務継続計画（BCP）の策定及び推進に取り組んでまいります。

3 事業計画

【地域福祉推進事業】

地域福祉活動・権利擁護センター・ボランティアセンターの3つの事業を柱として、地域福祉活動計画の基本目標に沿った事業展開を行いながら、様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現に向け、属性・世代を問わない相談・地域づくりを重層的に構築している体制を整えます。また、地区社協をはじめ、福祉関係団体と連携しながら「離れていてもつながるしくみ」づくりを模索し、高齢者などの社会参加及び生活支援、介護予防の充実に努めてまいります。

(1) 飯塚市地域福祉活動計画の実践（継続）

基本目標① お互いを大切にし合うひとづくり

- 1) 各種ボランティア養成講座
- 2) 認知症サポーター養成講座
- 3) 小中学生を対象とした福祉体験講座
- 4) 福祉委員研修
- 5) ボランティアコーディネート
- 6) 福祉啓発事業（福祉講座・地域福祉講座）
- 7) 福祉機器・用具の貸出し
- 8) 共同募金会への協力

基本目標② 支え合う地域づくり

- 1) いきいきサロン活動の充実
- 2) 子育て広場の充実
- 3) 世代間交流の拡充

- 4) 福祉委員による安否確認・定期訪問
- 5) ふれあいホットラインの更新
- 6) 災害ボランティアセンターの設置運営

基本目標③ つながるしくみづくり

- 1) ホームページや広報誌等での情報提供の充実
- 2) 日常生活自立支援事業
- 3) 法人後見事業
- 4) さまざまな団体との他職種連携
- 5) 心配ごと相談所開設

(2) 地区社協・地域福祉ネットワーク委員会等との協働（継続）

小地域福祉活動の推進のために、地区社協、地域福祉ネットワーク委員会、民協、自治会長会等に地区担当コーディネーターが出席し、情報の収集と提供、課題検討への参画等を継続しながら支援していきます。

(3) 各地区の小地域福祉活動計画策定支援（継続）

福祉座談会等を通じて、地区担当コーディネーターが皆さんとともに地域の福祉課題を明確にし、小地域福祉活動計画の策定を支援します。

(4) 生活支援体制整備事業～委託事業～（追加）

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置することにより、社会資源の把握や住民同士の助け合いの仕組みづくり、サービスの創出など行ってまいります。

また、高齢者の健幸状態を維持するために、介護予防の取組みとして、「ふれあい・いきいきサロン」へ講師派遣を行います。

(5) 飯塚市社福連及びふくおかライフレスキュー事業の取組み（継続）

市内の社会福祉法人間の相互連携を深めながら、ふれあい・いきいきサロンの支援、小中学校の福祉体験教育の実施、ふくおかライフレスキュー事業の推進に焦点を当て、地域における公益的な取組みをすすめます。

(6) 福祉委員活動の充実（継続）

地域の要援護者見守りネットワークの中心を担う人材として、市内全域に配置されている福祉委員の活動推進を図るため、研修会の開催などを通して福祉委員活動の普及啓発を取り組みます。

【介護保険・障がい福祉等関連事業】

令和5年度は、介護保険1課と2課が統合し、介護保険課として活動します。高齢者・障がい児・者及び制度の狭間で困難な生活課題を抱える地域住民を対象とした幅広い範囲の事業を実施します。さらに各分野の情報や支援内容の共有を行い、利用者一人一人の悩みや相談に傾聴し、本人だけでなく家族も含めて寄り添い

ながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、質の高いサービスの提供とその向上に努めます。

(1) 訪問介護事業の統合

穂波支所で行っていた訪問介護事業を、飯塚支所の訪問介護事業と整理統合し、更なる訪問介護事業の充実、並びに効率的事業の実施を目指します。

(2) 事業所指定更新への取り組み

介護保険サービス（居宅介護支援・訪問介護・通所介護）事業所が指定有効期間（6年）を迎え更新年度となることから、より一層、指定基準等を厳守して適切な事業の運営及びサービスの提供に努めます。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者・障がい者施策の今後の動向を注視しながら、地域包括ケアシステムの具体化のため、関係機関との連携を視野に入れたネットワークの構築を目指します。

(4) 感染症対策及び災害対応の強化

コロナ禍において、円滑な事業運営が阻害される事態も想定されますが、引き続き基本的な感染予防対策の徹底を講じながら、安全・安心なサービスの提供を継続するとともに、職員が安心して業務に取り組めるよう環境整備を行います。

更に「業務継続計画（BCP）」を、2024年3月の経過措置期間終了までに策定します。

(5) 虐待防止委員会・身体拘束等適正化委員会の開催

利用者及び従業者の人権擁護のため、虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の中で研修を実施し、「虐待・身体拘束の防止・発生時の検証・再発防止」に、職場全体で取り組みます。

(6) 人材の確保

職員の経験や能力に応じた職場内外の研修や伝達研修等を通じて人材育成に取り組み、個々のスキルアップを図ることで、専門性の高いサービスの提供を目指します。

ホームページや広報誌などを活用して求職者へのアピールを強化し、新たなマンパワーの確保に努めます。

(7) 業務改善への取り組み

ICT（情報通信技術）による業務連絡・情報共有システムやタブレットの活用を開始し、記録業務の負担軽減、事務作業の簡略化及びペーパーレス化を進め、働きやすい職場環境作りに努めます。

経営改善に向け、各事業所で目標数値を設定し、毎月1回行う管理者会議の中で事業収支の状況を把握・分析するとともに、経営上の課題を抽出・共有し、利用者の確保に努め、収益バランスの確立を図ります。

(8) 筑豊地区福祉人材バンクの受託事業

福岡県社協及び関係機関と連携を図りながら、求人・求職情報の提供と福祉・介護分野への就業促進に努めます。

<介護保険等関連事業一覧>

	高齢者関連事業	障がい児・者関連事業	その他
介護保険課 (飯塚支所・穂波支所・筑穂支所・他)	【自主事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業（総合事業を含む） ・制度外事業（ホームヘルプ事業） ・通所介護事業（総合事業を含む） ・特別養護老人ホーム筑穂桜の園運営事業 ・短期入所生活介護事業 【受託事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・穂波東地域包括支援センター運営事業 ・筑穂地域包括支援センター運営事業 ・介護予防支援事業 ・要介護認定調査業務 ・高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング） ・「食」の自立支援事業（配食サービス） 	【自主事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業 ・重度訪問介護事業 ・同行援護事業 ・制度外事業（ホームヘルプ事業） ・相談支援事業 ・生活介護事業 ・児童発達支援事業 【受託事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業 ・障がい者配食サービス事業 	【受託事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・筑豊地区福祉人材バンク

【法人運営関連事業】

社会福祉法の制度改正がすすむなか、本会を取り巻く環境の変化に対応するため、今年度より新組織体制で、法人全体の経営見直しを図っていきます。

(1) 筑穂保健福祉総合センターの管理運営

飯塚市との協定書に基づき、引き続き、住民の健康・福祉の増進を図り、関係団体と協働した地域福祉の拠点として管理運営を行って参ります。

(2) 飯塚市福祉センター伊川の郷の管理運営

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や老朽化した施設の改修等の支出に伴い、厳しい運営状況となりました。

さらに、センターの運営財源でもある飯塚オートレース場内自動販売機の収益が大きく減少したことも影響し、ますますの赤字が見込まれるため、今後のあり方について検討して参ります。

(3) 収益事業の推進

1) 令和4年度から令和7年6月(予定)まで飯塚オートレース場メインスタンドの改修が実施され、自動販売機設置台数の減少等により、減収となっておりますが、貴重な自主財源であることから同施設内自動販売機の継続設置に努めて参ります。

2) 有料広告等事業を推進します。(社協だより広告掲載、車輛広告など)

(4) 労働環境の整備

働き方改革関連法に基づき、労働環境の改善及び整備を継続して進めながら、職員の働く意欲を高め、更なる資質向上に努めてまいります。

【社協改革推進事業】

平成18年3月に、1市4町の社協が合併して17年が経過しますが、今後も持続可能な組織及び財務運営を行っていくためには、様々な問題が山積している状況で、その解決は喫緊の課題となっております。

そうした課題の早期解決に向けて、本会に「社協改革連携室」を新たに設置してその対応の中核的な役割を担う組織的な位置づけを行うことにいたしました。具

体的には、従来から本会に山積する課題解決に向けた取り組みや、今後、新たに社協の活躍が期待される活動領域に向けた取り組みを、社協の共通課題としながら、各課との横断的な連携と協働により対応できる組織体制の整備及びその推進を図ってまいります。令和5年度の主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 飯塚市福祉センター伊川の郷の運営課題への対応

(総務課との連携業務)

赤字経営が常態化して、法人の財務運営を圧迫していることから、今後の存廃にも係わる問題として課題整理を行い、明確な方向性を打ち出すための協議を行います。

(2) 本会所有資産の運用に係わる課題への対応

(総務課との連携業務)

社協合併前後から本会が所有している各種資産の有益な運用に向けた課題の整理と対応準備を進めてまいります。

(3) 市委託事業「重層的支援体制整備事業(移行事業)」の開始業務

(地域課との連携事業)

令和5年度から、相談支援に関わる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「重層的支援体制整備事業(移行事業)」を市から

の受託事業として、立ち上げに向けた取り組みを行います。

**(4) 県社協委託事業「生活福金貸付事業（本則・相談支援事業）」の展開業務
（地域課との連携事業）**

令和4年度から、生活福祉資金貸付事業本則及び特例貸付（コロナ対策）に係わる相談支援業務を県社協からの受託事業として実施していますが、令和5年度からの本格実施に向け、関係機関との連携もと、新たな事業展開を図ってまいります。

(5) その他、社協改革及び改善に必要な業務、事業の推進